

平成29年度 仙台市立三条中学校いじめ防止基本方針

1. 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

三条中学校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止等と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立三条中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2. 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識をもち、いじめの防止等の対策に、全教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

「いじめのない三条中」をめざして、家庭や地域、関係機関等との連携のもといじめ防止に取り組む。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことである。そのために本校では特に、

ア 「道徳の授業」「特別活動」「教科の授業」「総合的な学習の時間」を中心に、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援する。

イ あいさつや返事、礼儀などの生活習慣の基本を徹底して身につけさせる指導を通し、他の人を尊重する心と落ち着いて生活する態度を育てる。

ウ 学校ホームページ、学校・学年だより等によって、いじめの防止対策について保護者・地域への広報に努める。

エ 地域貢献・ボランティア活動や地域の方々とのふれあい活動を通して、「地域の中の三条中」「地域の

中の自分」という生徒の意識を高め、地域と連携していじめの防止に取り組む。

オ インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、教職員一人一人が、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

② いじめの早期発見

- ア 全教職員が生徒の日常的な観察からいじめに関するチェックを行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。
- イ 生徒や保護者が相談しやすい体制を作り積極的に周知するとともに、いじめに関する家庭チェックも実施する。
- ウ 全市一斉の「いじめ実態把握調査」の他、本校独自の生活アンケートや全生徒との面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたる。
- エ いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制を強化する。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、

- ア いじめ対策担当教諭（兼生徒指導主事）、学年主任、担任、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。
- イ いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図る。

特に次に掲げる点に留意する

- いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を強く示し、生徒の心の安定を図りながら対応する。
- いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導を徹底する。

ウ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされた状態であるとする。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること
この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とし、いじめの被害の重大性等によってはこの目安に関わらずより長期の期間を設定する。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
継続的に注意して見守り、被害生徒及び保護者に対し、面談等により確認する。

また、この「解消している」状態は、あくまで一つの段階に過ぎない。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察し、必要な対応・指導を行い、さらには、進級などによる引き継ぎも適切に行っていくことが大切である。

④ 家庭や地域との連携

- ア いじめをなくすために、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域と緊密に連携する。
- イ いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒の生命を大切にす心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、地域の行事での発表やボランティア活動、三条中学区である荒巻小や通町小との生徒会・児童会の交流を通じた取組を充実する。
- ウ 三条中学校区青少年健全育成連絡協議会を中心に、学校評議委員会、通町交番、荒巻交番、北山市民センターなどとの協力・連絡体制をとって取組を進める。

⑤ 関係機関との連携

ア いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、関係機関と定期的な情報交換の機会を設けるとともに、研修会の講師など機関相互における人材の有効活用等の工夫を行う。

3. いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 三条中学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校に「三条中学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭（兼生徒指導主事）、学年主任、（養護教諭、不登校支援コーディネーター、教育相談担当教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー）とする。なお、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ その他いじめの防止等に関する重要事項

② 三条中学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

いじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となり調査を行うように指示があった場合には、校長は「三条中学校いじめ調査委員会設置要項」に基づき、「三条中学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA会長・副会長、管理校医の委員を加え、「三条中学校いじめ調査委員会」を設置し迅速に調査を行う。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- ア いじめについて生徒自らが深く考える機会とすることを目的として、「いじめ防止きずなキャンペーン」期間中の5月に学級でのふり返りと話し合い活動、11月には生徒会による自主的な活動を促し支援する。
- イ 「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」をねらいとして、主に「道徳の授業」を柱とし、「教科指導」「総合的な学習の時間」「特別活動」などで、生徒がいじめに向かわない心や態度を育成する。
- ウ 「生徒会活動」や「部活動」などの生徒の主体的・自発的活動を支援し、協力し合う態度を育て友情を深め好ましい人間関係の形成を図る。
- エ 合唱コンクール、北杜祭、運動会等のすべての「学校行事」への取組を通して、自分の責任を自覚し目標を達成する満足感や充実感を味わい、互いに認め合い、尊重し合えるよう教育活動の充実を図る。
- オ 三条地区や日本の伝統文化について探究するとともに、体験・表現と鑑賞を通じた学習活動により、文化を大切にすると豊かな感性を育む。
- カ Q-U調査を活用し、学級の友だちとの関わりや自分の役割を意識した学級づくりを行い「思いやりの心」や「感謝の心」の育成を図る。
- キ いじめアンケート（無記名式）を定期的に実施し、今の自分の心と行動が正しいかを見つめさせる。
- ク 「故郷復興プロジェクト」において、「地域の中の三条中 ～地域のためにできること～」をテーマに、あいさつ運動、清掃登校や落ち葉清掃などの地域貢献活動やボランティア活動を実施する。また、高齢者とのふれあいや町内会・市民センター祭りで生徒が地域の方々と交流する内容を取り入れて実施する。
- ケ 避難訓練や地域合同防災訓練を通して、命の尊さについて考える時間を設定する。
- コ 全教員による研修会を実施し、教職員の指導力と実践力の向上を図る。
- サ いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。
- シ いじめの防止等に関する学校の取組状況を、学校ホームページや学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。

② いじめの早期発見

ア 生徒・保護者からのいじめの相談や地域からの情報提供の窓口を明確にし、次を基本としつつ全教職員により対応する。

・生徒・保護者からの相談 ⇒ ◎担任, ◎主任, いじめ対策担当教諭(兼生徒指導主事), 養護教諭, スクールカウンセラー等

・地域住民からの情報 ⇒ ◎教頭, いじめ対策担当教諭(兼生徒指導主事), 主任, 担任等

イ いじめ実態把握調査の他, 全生徒対象の本校独自のアンケート調査を毎年4月, 8月, 1月実施する。

ウ いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため, 記名アンケートも参考にしながら夏休み期間中に三者面談, 11月に二者面談を実施する。

エ 学校ネットパトロールを活用し, インターネットやスマートフォン利用によるトラブルを巡視する。

オ いじめの情報の集約化, いじめの発見・把握のため, 生徒指導主事を中心に各学年との連携を密にし校内体制の強化を行う。

カ 直接の相談やアンケートで伝えづらいことでも, 絆ネットを利用し, メールのような身近なツールを用いて生徒が情報発信する手立てを設ける。

キ 小中交流の中で, 小学校でのいじめ事案や配慮を要する生徒について情報交換を密に行い, いじめ防止の対策を講じる。また, 保護者や生徒本人の意向によっては, 入学前に保護者との面談を行い, 学校生活の不安や配慮事項について情報共有の機会とする。

③ いじめへの対処

ア 事実確認の調査, その後の対応, 改善指導など「三条中学校いじめ対応マニュアル」をもとに, 個々の事案の内容を踏まえて, 学校対策委員会を中心に適切に対応する。

イ 事案の内容によっては, 児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

ウ 保護者連絡や市教委への報告をもっていじめ対応を終えるのではなく, 複数の教職員の目で, 授業や学級, 部活動等様々な場面の中で継続的(少なくとも3ヶ月)に見守り, いじめに係る行為が止んでいることを確認し, また保護者も含めて生徒が心身両面で嫌な思いをしていないか声掛けや面談等で確認し, いじめの解消に向けて取り組んでいく。

エ 聞き取りシート, いじめ事案集計表, 事故報告書を作成して情報共有を図るとともに, 進級及び転校や進学時には, 個人情報にも留意しながら, 適切に引継ぎを行う。

④ 地域や家庭との連携

ア PTAとの共催により, いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に, 「インターネットやメール利用等によるいじめ」の防止に関するものを重点課題として進める。

イ いじめ防止対策に関する取組状況を, 学校ホームページや学校だよりにより, 保護者, 地域へ周知する。

ウ 年度末の学校評価に, いじめ防止に向けた取り組みについての項目を位置づけ, 保護者や生徒の声を次年度に反映させる。また, 健全育成協議会や学校評議員会の中で, 地域団体や関係機関からの要望や意見を積極的に取り入れ, 教育活動に還元させる。

エ 地域へのボランティア活動に積極的に参加させ, 地域の一員との自覚を促しながら, 地域住民の方々と交流する機会を多くする。

⑤ 関係機関との連携

ア 児童相談所, 仙台北警察署, 仙台市教育委員会, 発達相談支援センター(アーチル)等と情報を共有し, 指導・助言を受けながら未然防止, 適切な対応を進めていく。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態についての規定

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 〈例〉 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合は、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

- 〔対象事案〕 ○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕 学校に設置の「学校対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

- 〔対象事案〕 ○学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、市教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕 条例によりあらかじめ設置される仙台市いじめ問題専門委員会（市教育委員会の附属機関）を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「三条中学校いじめ調査委員会」の調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒とその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、生徒のプライバシー保護及び関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。また、調査結果については市教育委員会に報告する。

4. その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。また、いじめ防止等の実施結果については、健全育成協議会や学校評議員会、自己点検・評価や、生徒アンケート・保護者アンケートを行い、結果を踏まえ、必要に応じて事業見直しを行う。